２平情相第２０８０号
令和３年（２０２１年）３月２５日

神奈川県知的障害福祉協会
　会長　出縄　守英　様
神奈川県身体障害施設協会
　会長　柴田　和生　様
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
　会長　鈴木　　暢　様

平塚市長　落　合　克　宏

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

日頃、市政の推進に御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。
令和２年１２月４日付けの御要望について、次のとおり回答します。

記

１　新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

（１）利用者・職員が必要な時にＰＣＲ検査を速やかに受けられるような配慮と救護体制の確保をお願いします。

国は、都道府県及び保健所設置市に対して、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、重症化リスクの高い入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査を行うことの通知を出しており、本市でも、平塚保健福祉事務所が、陽性患者の発生した医療機関、高齢者施設、福祉施設、学校などに対して、必要に応じて集団検査を実施しています。
今後、行政検査の拡大も期待されることから、国や県からの情報を注視するとともに、平塚保健福祉事務所に適宜協力することで感染症対策を図ってまいります。

（２）感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。

人権の配慮につきましては、本市ウェブ等で啓発を行っています。
（事務担当は健康課予防担当）

（３）感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等の取扱いにつきましては、国からの通知に基づき、引き続き対応してまいります。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当、障がい福祉担当）

（４）感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊したケースがありました。そのような職員用の宿泊施設の確保を検討願います。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった職員の宿泊施設の確保につきましては、現状、困難であると考えますが、国の交付金の活用や他市町の動向並びに本市の財政状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

（５）生産活動の収入減のため、就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者への救済として、一定の期間について工賃保障にかかる補助制度を創設していただけるよう要望します。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う就労継続支援Ｂ型事業所等利用者への工賃の補助につきましては、国の交付金の活用や他市町の動向並びに本市の財政状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）

（６）新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種体制、加算要件の緩和等がなされましたが、今後も感染症の長期化が予測されます。利用者の安心した生活を守るため、福祉事業所が事業継続できるように引き続き柔軟な対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等の取扱いにつきましては、国からの通知に基づき、引き続き対応してまいります。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当、障がい福祉担当）

２　人材確保について（継続要望）

（１）福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。

福祉人材の確保については、平塚市障がい者福祉計画（第４期）に基づき、市内の障がい福祉事業所等と十分に連携を図り、取り組んでまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

（２）学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

小・中学校の学習指導要領には「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を

設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」とあり、学習指導要領解説には、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる」と示されています。

市内の各小中学校では、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通して、福祉についての理解や関心を深める学習をしています。例えば、点字・視覚障がい者誘導法・手話・車椅子・高齢者疑似体験等の福祉体験や特別支援学校、障がい者施設、高齢者施設との交流が行われています。

今後も、計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することを各学校に働きかけてまいります。

（事務担当は教育指導課教育指導担当）

３　障害者地域生活サポート事業運営費補助事業の実施に向けた要望

（１）障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成１８年度に施行されて１４年が経過しました。市町村の任意事業であり、県市１／２負担の協調事業でもあります。平成２６年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等管理運営補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約２３％と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

（２）障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。（新規要望）

（３）サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の項目の追加を要望します。（継続要望）

障害者地域生活サポート事業については、御要望にある事業のほとんどを実施していますが、今後も事業の必要性を十分に精査検証し、本市の実情に合わせた実施をしてまいりたいと考えています。

４　障害者グループホームの運営について

（１）障害者グループホーム等運営費補助事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。（継続要望）

（２）グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（８，０００～１７，５００円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも、全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。（継続要望）

障害者グループホーム等運営費補助については、今後も、県の動向と財政状況等を勘案し、事業実施に努めてまいります。

家賃補助については、他市の動向や財政状況等を勘案し、補助の上限月額を定めていますが、障がい者施設や精神科医療機関に入所や入院していた方には、新たにグループホームで生活を開始した際に、1年間に限り上限額を引き上げる措置も講じています。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）

５　障害児サービスについて

（１）児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やＰＴ、ＯＴ、ＳＴなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。（継続要望）

児童福祉法に基づき施設に入所されている加齢児につきましては、神奈川県、児童相談所、本市を含む関係市町及び施設による会議での状況把握に努めています。引き続き、関係機関と連携を図り、加齢児の移行等の対応に努めてまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

障害児サービスの体制整備につきましては、近年、看護師やその他専門職を配置してサービスを提供している事業所が増えています。また、重度の障がいがあるお子様を受け入れた場合の人員配置に対する加算も行っています。今後も利用者や事業所の御意見を伺いながら、サービス提供体制の充実に努めてまいります。

（事務担当はこども家庭課こども発達支援担当）

（２）障がい児施設において２０歳に達した加齢児は、令和３年３月末以降は入所の継続ができなくなると定められています。（みなし期間の延長）。しかし、依然として全ての加齢児が移行できていません。速やかに関係機関との連携を図り、意思決定支援、障害支援区分の調査等を行い、移行支援の実現に向けて調整してくださるよう要望します。（継続要望）

児童福祉法に基づき施設に入所されている加齢児につきましては、神奈川県、児童相談所、本市を含む関係市町及び施設による会議での状況把握に努めています。引き続き、関係機関と連携を図り、加齢児の移行等の対応に努めてまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

障害児施設における加齢児の対応につきまして、１８歳到達児については、誕生日を迎えた年度の３月末まで今まで受けていたサービスを継続できます。また、障がい福祉課と綿密に連携し、切れ目なく支援を行っています。

（事務担当はこども家庭課こども発達支援担当）

６　相談支援事業の充実

（１）相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。（継続要望）

本市では、計画相談支援体制の拡充のため、県が実施している相談支援従事者の初任者研修の受講を促進するとともに、相談支援の質の向上を図るため、現任者を対象としたスキルアップ研修を独自に実施しています。引き続き、計画相談支援体制の充実に努めてまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

７　短期入所事業について

（１）障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。（継続要望）

（２）障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。（継続要望）

本市では、障害者地域生活サポート事業を活用し、在宅の重度障がい者等であって障がい特性により支援が困難なケースや緊急的支援が必要な者に２４時間３６５日対応できるよう、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町と連携してサービス提供の体制整備を図っています。

なお、障害者虐待防止法により緊急避難的に入所するベッドの確保については、圏域の自立支援協議会などを通じて、県に働きかけてまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

８　就労関連について

（１）障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同発注窓口の設置が図られるよう要望します。（継続要望）

本市では、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、「平塚市障がい者優先調達推進方針」を

作成し、障害者就労施設等からの物品等の調達及び役務の委託の推進に努めるとともに、ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」を市役所本館に開設し、その運営を支援しています。

また、ひらつか障がい者福祉ショップ運営協議会には、共同受注窓口の機能もあり、既に本市の公園清掃業務委託等での実績もありますので、引き続き、この活用を進めてまいります。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）

９　障がい者の防災対策について

（１）昨今の自然災害は、地震に加えて風水害の被害が毎年増加しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。（継続要望）

本市における避難所運営委員会は、自治会役員や施設管理者、市職員で構成される組織であり、障がい者等の要配慮者が避難されることを考慮し、円滑な避難所運営を行えるよう、平時から各避難所運営委員会において避難所運営マニュアルの見直し等を行っています。

今後も引き続き、避難所において、要配慮者を含めた様々な避難者に対して必要な対応をとることができるよう、避難所の状況を踏まえつつ、避難所運営員会の拡充や備蓄品の充実等、避難所における生活環境の向上について検討してまいります。

（２）大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。（継続要望）

本市では、防災行政無線、緊急速報メール（携帯電話端末）、ほっとメールひらつか（登録者）、ウェブサイト、ツイッター、テレフォンガイドなどの多様な手段により災害情報を伝達しています。また、防災ラジオを公共施設や自治会等に貸与しているほか、希望する市民や事業所へ有償配布しています。更に、気象状況に応じて、社会福祉施設等へ避難に関する情報をファクスで通信する体制を整備しています。

なお、施設の改修等の施設整備や備品の確保等につきましては、各施設において、入所者等の安全を確保していただきますようお願いします。

（事務担当は災害対策課災害対策担当）

１０　発達障がい者への支援の充実について

（１）現在かながわＡ（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。（継続要望）

本市では、発達障がいがある方への支援を、既存の相談支援事業所等でも行っています。引き続き、発達障害者支援の充実に向けて、関係機関等との連携や、相談支援専門員のスキルアップに取り組んでまいります。

１１　第６期障害福祉計画について

（１）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点型の整備、またその複合型も含め、地域の実業に応じた具体的な計画策定を要望します。（継続要望）

（２）基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は１１団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。（継続要望）

本市では、地域生活支援拠点等の整備と基幹相談支援センターの設置について、平塚市障がい福祉計画（第５期）の成果目標で「基幹相談支援センターの整備研究も視野に入れるなどしながら、令和２年度末までに整備に関する方針を定めます。」としており、基幹相談支援センターの設置等を含め、本市の相談支援体制のあり方について自立支援協議会を通じて、議論を重ねているところです。

また、地域生活支援拠点等の整備についても、関連がありますので、その議論の中で検討してまいります。

（事務担当は障がい福祉課障がい福祉担当）

（３）市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。（継続要望）

地域生活支援事業については、引き続き、本市の実情や利用者の状況を考慮しながら、各事業の実施要綱及び支給決定基準に基づき、適正な支給決定を行ってまいります。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）